

土岐川・庄内川流域治水ロゴマーク 使用ガイドライン

令和4年2月7日
土岐川・庄内川流域治水協議会



みんなでまもる土岐川・庄内川



土岐川・庄内川流域治水協議会は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

はじめに

本ガイドラインは、土岐川・庄内川流域治水ロゴマークの活用を促進するため、使用規定に基づく基本的なルールをまとめたものである。

ロゴマークの活用を通じて、土岐川・庄内川での流域治水を広く周知・PRし、流域に関わるあらゆる関係者(国・県・市町・企業・住民等)が主体的に流域治水に取り組む社会の構築を進めることがねらいである。



みんなでももる土岐川・庄内川

土岐川・庄内川流域治水 ロゴマーク
(カラー)



みんなでももる土岐川・庄内川

土岐川・庄内川流域治水 ロゴマーク
(グレースケール)

デザイン

ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

【カラー】



A		C50 M0 Y100 K0
B		C75 M0 Y100 K0
C		C80 M10 Y45 K0
D		C70 M15 Y0 K0
E		C100 M0 Y0 K0 50%透明

デザイン

ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

【グレースケール】



A		C38 M31 Y29 K0	
B		C55 M45 Y43 K0	
C		C57 M48 Y45 K0	
D		C50 M41 Y39 K0	
E		C57 M48 Y45 K0	50%透明

使用料・遵守事項

- ログマークの使用料は、無料とする。
- ログマークは、事前許可を必要とせず使用を認めるものとする。ただし、ログマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 1. 土岐川・庄内川流域治水の取組に寄与する目的に利用すること(営利を主たる目的としないものに限る)。(※1)
 2. 法令又は公序良俗に反しないこと。
 3. 土岐川・庄内川流域治水協議会(以下「当協議会」という。)の信用又は品位を傷つけないこと。
 4. 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
 5. 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
 6. 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
 7. 当協議会の事業又は当協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。
 8. 土岐川・庄内川流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。
 9. ログマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
 10. その他当協議会が使用について不相当と認めた使用をしないこと。

遵守事項

(※1) 土岐川・庄内川流域治水とは？

- 流域治水は、気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者等の取組に加え、流域のあらゆる関係者(国・県・市町・企業・住民等)が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水のことである。
- 土岐川・庄内川の流域においては、「土岐川・庄内川流域治水協議会」を設置し、構成員・オブザーバーの44機関(令和3年10月28日時点)で流域治水を計画的に推進している。



詳細についてはこちら

https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/ryuuiki_chisui_kyougikai/index.html

その他規程

- ロゴマークに関する一切の権利は、当協議会に帰属する。
- 当協議会は、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。
- ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当協議会はロゴマークの使用を差し止めることができる。
 1. 使用規程に違反して使用した場合。
 2. 使用者が法令に違反した場合。
 3. 当協議会が不適切と認めた場合。
- ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、当協議会は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。

【問い合わせ先】

土岐川・庄内川流域治水協議会 事務局

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 調査課

〒462-0052 愛知県名古屋市北区福德町5-52

TEL 052-914-6713 E-mail cbr-shonai00@mlit.go.jp